

## 北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に関する決議

我が国を始めとする国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきたところである。

とりわけ弾道ミサイルについては、今年に入って既に10発以上が日本海に向けて予告なしに発射され、さらには、中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

そうした中、平成29年8月29日早朝に北朝鮮によって発射された弾道ミサイルが、北海道の上空を通過し襟裳岬東方沖の太平洋上に落下した。これは、国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、これまでにない重大かつ深刻な事態であり、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

さらに、9月3日に、北朝鮮は、6回目となる核実験を強行した。これは、明白な国連安全保障理事会決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推定されるなど、重大かつ差し迫った、新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の行為は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することはできない。

よって、政府においては、北朝鮮に対し厳重に抗議するとともに、以下の措置を講ぜられたい。

- 1 国際社会と協調の上、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、問題解決に向け必要なあらゆる措置を講ずること。
- 2 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時におけるより適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など、国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。

以上、決議する。

平成29年9月11日

全国都道府県議会議長会